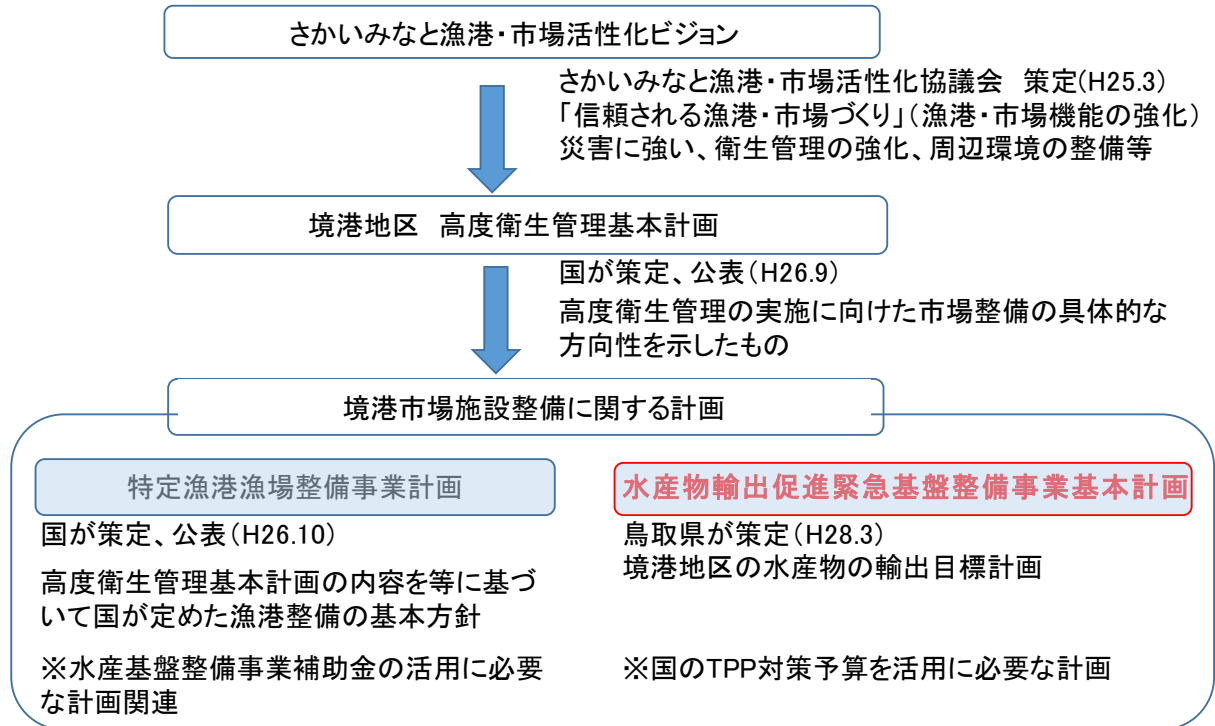


## 「水産物輸出促進緊急基盤整備事業基本計画 境港地区」 変更

令和2年2月27日付けで、本協議会委員の皆様にご依頼の当該計画の変更について書面決議を依頼し、承認いただいた案件。令和2年3月30日付けで水産庁から承認されました。

### ○「水産物輸出促進緊急基盤整備事業基本計画」について



### 【変更の経緯及び変更内容】

水産物輸出促進緊急基盤整備事業基本計画の当該実施要領が改正（令和2年1月30日）されたことによる変更。

新要領の変更点	水産物輸出促進緊急基盤整備事業計画の変更 (境港地区)
①地区に関連する漁場整備により増加が見込まれる生産量について、輸出見込み量に参入	①隠岐海峡地区の漁場整備を追加 多くの魚類の産卵場となっている隠岐海峡地区において、対馬暖流系群のイワシ類等の資源の増大を図る。
②地区に関連する他の水産業に関する施設（港湾区域の整備等）との関係についての項目を追加	②港湾施設（外港竹内南地区 荷さばきヤード）

高度衛生管理型市場の整備計画については変更なし。